



新生活を迎える未成年へ

法テラス八雲法律事務所 弁護士 坪井 清隆
(函館弁護士会所属)



■ 4月から、新しい環境で新生活をスタートする未成年も多いと思います。成人年齢の引き下げが話題になっていますが、2022年までは20歳未満はまだ未成年です。今回は、新生活をスタートさせた未成年が巻き込まれがちな法律紛争について、ご紹介したいと思います。

■ ① ネットで偽物の商品を購入してしまった、② 街中で店舗に連れ込まれ絵画を買わされてしまった、③ 新しく借りたお家が雨漏りする、などのケースを考えてみたいと思います。

■ ① については、購入時に詐欺や錯誤があったなどとして、民法や消費者契約法に基づいて、契約をなかつたことになんてできません。しかし、費用対効果の関係で、泣き寝入りということも考えられるので、やはり購入時に注意をするということが大切です。② については、クーリングオフなどをつかえる場合もありますし、絵画の価格があまりに高額であるとして契約を無効とした裁判例があります。

■ ② については、民法上未成年者取消権というものが認められ、原則として、未成年者が単独でした契約などは、理由を問わず取り消すことが可能です(引き下げで一部の方については失われてしましますが...)。

■ 初めての一人暮らしなどをする場合は、賃貸に関するトラブルに巻き込まれがちです。個人の意見ですが、初めて賃貸をするときは、内見にいつてもどこに着目すればいいかわからないので、親に同行してもらったり、友達と行くのがお勧めです。③ については、法律上は、お家に住むために必要な修繕は、貸主が負担することになっています。契約の際に民法とは異なる約束をすることも可能となっているので、契約書の説明はきちんと聞いたほうがいいでしょう。

■ 当事務所では、今回紹介した各制度や手続きに関する相談をはじめ各種法律相談を受け付けています。一定の資力要件を満たす方は、3回まで無料の法律相談をすることもできます。少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所(☎050-3383-8366)」まで相談予約のお電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所(☎050-3383-5563)」でも、ご相談を承っていますのであわせてご利用ください。

八雲警察署からお知らせ

2019年度 北海道警察官募集中!

誰かの笑顔を守る
そんな仕事がある

第1回北海道警察官採用試験日程等

【採用予定人員】200名程度

(1)男性A区分115名程度、女性A区分30名程度 (2)男性B区分 40名程度、女性B区分15名程度

※ B区分～学校教育法による高等学校に在学中の方を除く

【受付期間】3月1日(金)～4月12日(金)

(1)第1次試験日 5月18日(土) ※第1次試験は八雲警察署内で受験できます。

(2)第2次試験日 6月下旬～7月上旬

新入学・新入園期における交通事故の防止 とび出さない いったんとまって みぎひだり

- ・ **お子さんへ** 新学期が始まり、学校や幼稚園に初めて通うことになったお友達がたくさん歩いていきます。お兄さんやお姉さんは、道路を渡ったり歩道を歩くときは、ルールを守り、新入生のお手本になりましょう。また、道路を渡る時は、信号が青色になってもあわてないで、車が止まるのを確かめてから渡り始めましょう。止まっている車の前や、後ろから道路を渡るとはとても危険ですので、絶対にやめましょう。道路は危険がいっぱいです。道路では、遊ばないようにしましょう。
- ・ **運転者のみなさんへ** 真新しいランドセルを背負ったり、通園カバンを肩にかけた子供の姿が目につく季節になりました。子供たちを見かけたら、必ずアクセルをゆるめ、学校や公園の近くを通るときは、特に慎重な運転を心掛けましょう。
- ・ **保護者のみなさんへ** 交通ルールは、事故を起こしたり、被害に遭わないための大切な決まりです。日常生活の中でお手本を示しながらしっかり教えてあげましょう。保護者の方は、お子さんと通学・通園路を一緒に歩いて、危険な場所や車の危険な動きについて分かりやすく教えてあげて、安全な行動がとれるように指導しましょう。

【申し込み・問い合わせ】函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110